

株式会社東京建築検査機構 住宅性能評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は株式会社東京建築検査機構（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- 日曜日及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の休日
- 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、東京都中央区東日本橋一丁目1番4号とする。

(業務を行う区域)

第5条 業務区域は、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、新潟県（島しょ部を除く）、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県の全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項第1号から第3号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- 一 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - 二 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - 三 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項第一号に掲げる図書、前項第二号及び第三号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- 一 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - 二 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - 三 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 四 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める住宅性能評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
- 5 前項の住宅性能評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- 一 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - 二 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - 三 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 評価料金の額に関すること。
 - ロ 評価料金の支払期日に関すること。
 - ハ 評価料金の支払方法に関すること。
 - 四 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- 五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - ロ 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - ハ 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ニ 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ホ ニの規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 六 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

- ロ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- ハ 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価)

- 第9条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「住宅性能評価マニュアル(発行:(株)ぎょうせい)」等に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価員の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
 - 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を当機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

- 第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

- 第12条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
- 一 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - 二 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
 - 四 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - 五 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表イに定める方法に従う。
 - 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第二号を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- 一 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
 - 二 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - 三 施工状況報告書の様式
 - 四 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項第一号に掲げる図書、前項第二号及び第三号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
 - 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - 一 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
 - 二 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - 三 住宅に関する基本的な事項に関する申告書

- 四 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- 五 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第2項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

- 第14条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- 一 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - 二 形式上の不備がないこと。
 - 三 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 四 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めらるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める住宅性能評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
- 5 前項の住宅性能評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- 一 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - 二 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提出しなければならないこと。
 - ロ 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - 三 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 評価料金の額に関すること。
 - ロ 評価料金の支払期日に関すること。
 - ハ 評価料金の支払方法に関すること。
 - 四 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - ハ 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- 五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- イ 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - ロ 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - ハ 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ニ 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ホ ニの規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 六 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- イ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - ロ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - ハ 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

- 第 15 条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「建設住宅性能評価マニュアル（発行：(株)ぎょうせい）」等に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 6 第 4 項又は第 5 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第 16 条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を、当機関の定める「省令 6 条第 1 項の工事が完了する日の通知」により通知しなければならないものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第 17 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第 18 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第 19 条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の第一号、第二号、第五号、及び第六号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- 一 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - 二 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - 四 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定による承認を受けた住宅にあっては、この限りでない。
 - 五 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - 六 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第 12 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 当機関は、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
 - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

- 第 20 条 当機関の代表取締役は、評価の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録移行前の指定講習機関を

含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

第21条 当機関の代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- 一 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第22条 評価の業務を実施するため、評価員を4人以上配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。

3 当機関は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年2回、当機関の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第24条 評価の業務に従事する職員を、第22条第1項の規定により配置された評価員を含め、6以上配置する。

2 当機関は、取締役又は評価担当部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。

3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第25条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第1号様式又は別記第2号様式による。

(秘密保持義務)

第26条 当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

第27条 申請者は、別表ロに定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金の減額の要件)

第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。ただし、第30条に規定する負担金は、除く。

- 一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅または住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、当該申請において住宅型式認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、当該申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- 三 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- 四 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- 五 年2回以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- 六 あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。
- 七 住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく工事審査で住宅若しくは建築物又は改良工事が独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準に適合することを証明する業務を行うとき。
- 八 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。

(評価料金の返還)

第 29 条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 30 条 当機関は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑 則

(登録の区分等の揭示)

第 31 条 当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように揭示する。

(評価業務規程等の公開)

第 32 条 当機関は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://www.tokyo-btc.com>) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 33 条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 34 条 利害関係人は、当機関の業務時間内はいつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号の請求をする場合は、謄本 1 部につき 500 円、抄本 1 部につき 200 円を、第二号の書面の複写の請求をする場合は、1 枚につき 50 円を、第四号前段の請求をする場合は、1 件につき 500 円、第四号後段の請求をする場合は、1 枚につき 50 円を支払わなければならないものとする。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記録した書面の交付の請求

イ 当機関の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録される方法

ロ 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

ハ イ 及びロ に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 35 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

一 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで

二 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間

三 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 36 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 37 条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第 38 条 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当機関の長、役員又はその職員（評価員含む）が住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

一 設計に関する業務

二 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

三 建設工事に関する業務

四 工事監理に関する業務

3 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

一 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

二 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項各号に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は評価の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 39 条 当機関は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 3,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第 40 条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規程は、平成 22 年 2 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

身分証明書【評価員】

| | | | | |
|-----|------|--|-------|--|
| 写 真 | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日 | |
| | 資 格 | | | |
| | 有効期限 | | 年 月 日 | |

上記の者は、株式会社東京建築検査機構が選任した評価員であることを証明する。

年 月 日 交付 H○○○


 株式会社 東京建築検査機構 社印

身分証明書【評価補助員】

| | | | | |
|-----|------|--|-------|--|
| 写 真 | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | | 年 月 日 | |
| | 資 格 | | | |
| | 有効期限 | | 年 月 日 | |

上記の者は、株式会社東京建築検査機構が選任した評価の業務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日 交付 HH○○○

 株式会社 東京建築検査機構 社印

別表イ

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。
 ○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

| | |
|---------|--|
| 1～3桁目 | 当機関の番号 082 |
| 4～5桁目 | 当機関の事務所ごとに付与する番号 |
| 6～9桁目 | 西暦 |
| 10桁目 | 1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） |
| 11桁目 | 1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。） |

別表ロ 住宅性能評価料金表

第1章 総則

| | | |
|-----|-----------|---|
| 第1条 | （趣旨） | この評価料金は、 <u>株式会社東京建築検査機構</u> （以下「 <u>TBTC</u> 」という。）が実施する住宅性能評価業務に係る料金について、必要な事項を定める。 |
| 第2条 | （評価料金の区分） | 業務規程第5章に規定する評価料金の額は、戸建住宅と共同住宅等の区分により別に定める。 |

第2章 戸建住宅

| | | |
|-----|---|--|
| 第3条 | （設計住宅性能評価料金） | 設計住宅性能評価料金の額は、対象となる住宅の建築基準法施行令第2条1項4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）の区分に応じ、以下の各号に掲げる額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 50,000円 (2) 延べ面積200㎡超 60,000円 |
| 第4条 | （変更設計住宅性能評価料金） | 変更設計住宅性能評価料金は、対象となる住宅に係る直前の設計住宅性能評価を <u>TBTC</u> が行っている場合は、1回の変更につき、当該住宅の延べ面積の区分に応じ、以下の各号に掲げる額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 25,000円 (2) 延べ面積200㎡超 30,000円 2 前項で、対象となる住宅に係る直前の設計住宅性能評価を <u>TBTC</u> 以外の者が行っている場合は、新たに設計住宅性能評価を受けたものとして、第3条を適用する。 |
| 第5条 | （建設住宅性能評価料金） | 建設住宅性能評価料金は、対象となる住宅の延べ面積の区分に応じ、以下の各号に掲げる額に別表8により算出した出張費を加算した額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 100,000円 (2) 延べ面積200㎡超 120,000円 |
| 第6条 | （ <u>TBTC</u> 以外の者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価料金） | 建設住宅性能評価の対象となる住宅に係る設計住宅性能評価を、 <u>TBTC</u> 以外の者が行っている場合は、当該住宅の延べ面積の区分に応じ、以下の各号に掲げる額に別表8により算出した出張費を加算した額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 125,000円 (2) 延べ面積200㎡超 150,000円 |

| | | |
|------|---------------------------|--|
| 第7条 | (変更建設住宅性能評価料金) | 変更建設住宅性能評価料金は、対象となる住宅に係る直前の建設住宅性能評価を <u>TBTC</u> が行っている場合は、1回の変更につき、当該住宅の延べ面積の区分に応じ、以下の各号に掲げる額に別表8により算出した出張費を加算した額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 25,000円 (2) 延べ面積200㎡超 30,000円 2 前項で、対象となる住宅に係る直前の建設住宅性能評価を <u>TBTC</u> 以外の者が行っている場合は、新たに建設住宅性能評価を受けたものとして、第5条又は第6条を適用する。 |
| 第8条 | (再検査料金) | 建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金は、1回の検査につき、対象となる住宅の延べ面積の区分に応じ、以下の各号に掲げる額に別表8により算出した出張費を加算した額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 25,000円 (2) 延べ面積200㎡超 30,000円 |
| 第9条 | (音環境に係る評価料金) | 設計住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅の音環境に係る評価を選択した場合の設計住宅性能評価料金は、第3条に規定する額に当該住宅の延べ面積の区分に応じ、以下の各号に掲げる額を加算した額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 2,500円 (2) 延べ面積200㎡超 3,000円 2 建設住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅の音環境に係る評価を選択した場合の建設住宅性能評価料金は、第6条に規定する額に当該住宅の延べ面積の区分に応じ、以下の各号に掲げる額を加算した額とする。 (1) 延べ面積200㎡以下 5,000円 (2) 延べ面積200㎡超 6,000円 |
| 第10条 | (住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等) | 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る住宅性能評価、及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価料金は、当該住宅の延べ面積の区分及び軽減される <u>TBTC</u> の業務量の区分に応じ、別表1に掲げる額とする。 |

第3章 共同住宅等

| | | |
|------|----------------|---|
| 第11条 | (設計住宅性能評価料金) | 共同住宅等の設計住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅1棟につき、延べ面積の区分に応じて別表2に掲げる額とする。 |
| 第12条 | (変更設計住宅性能評価料金) | 変更設計住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価を <u>TBTC</u> が行っている場合は、1回の変更につき、当該共同住宅等の延べ面積の区分に応じ、別表3に掲げる額とする。 2 前項で、対象となる共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価を <u>TBTC</u> 以外の者が行っている場合は、新たに設計住宅性能評価を受けたものとして、第11条を適用する。 |
| 第13条 | (建設住宅性能評価料金) | 共同住宅等の建設住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等1棟につき以下の各号の合計額とする。 (1) 延べ面積の区分に応じ、別表4に掲げる額 (2) 別表8により算出した出張費 |

| | | |
|------|--|--|
| 第14条 | (<u>TBTC</u> 以外の者が設計住宅性能評価を行った共同住宅等の建設住宅性能評価料金) | 建設住宅性能評価の対象となる共同住宅等に係る設計住宅性能評価を、 <u>TBTC</u> 以外の者が行っている場合は、当該共同住宅等1棟につき、以下の各号の合計額とする。 (1) 延べ面積の区分に応じ、別表5に掲げる額 (2) 別表8により算出した出張費 |
| 第15条 | (変更建設住宅性能評価料金) | 変更建設住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等に係る直前の建設住宅性能評価を <u>TBTC</u> が行っている場合は、1回の変更に付き、当該共同住宅等1棟につき以下の各号の合計額とする。 (1) 延べ面積の区分に応じ、別表6に掲げる額 (2) 別表8により算出した出張費 2 第1項で、対象となる共同住宅等に係る直前の建設住宅性能評価を <u>TBTC</u> 以外の者が行っている場合は、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとして、第13条又は第14条を適用する。 |
| 第16条 | (再検査料金) | 共同住宅等の建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金は、対象となる共同住宅等1棟につき以下の各号の合計額とする。 (1) 延べ面積の区分に応じ、別表7に掲げる額 (2) 別表8により算出した出張費 |
| 第17条 | (音環境に係る評価料金) | 設計住宅性能評価の申請者が、対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の設計住宅性能評価料金は、第11条に規定する額に1住戸タイプあたり12,000円を加算した額とする。 2 建設住宅性能評価の申請者が、対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の建設住宅性能評価料金は、第13条に規定する額に1住戸タイプあたり12,000円を加算した額とする。 |
| 第18条 | (既存住宅の建設住宅性能評価料金) | 共同住宅等の既存住宅の建設住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等1物件につき当該住宅の設計図書の整備状況に応じて段階的に規定し以下の各号の合計額とする。 (1) 現況検査料金は当該住宅が所在する棟の1棟当りの延べ面積の区分及び当該住宅1戸当りの住戸面積の区分に応じ、別表9に掲げる額 (2) 個別性能料金は選択した評価項目に応じ別表10に掲げる額 (3) 別表8により算出した出張費 2 提出資料の不足を <u>TBTC</u> が作成する場合はその費用を別途協議する。 |

第4章 雑則

| | | |
|------|---------------|--|
| 第19条 | (事前相談料) | <u>TBTC</u> が、設計住宅性能評価申請より以前に、対象となる住宅の設計住宅性能評価に係る相談に応じた場合は、その相談料を請求することができる。 |
| 第20条 | (料金の減額) | <u>TBTC</u> は、住宅性能評価業務規程第28条の規定に基づき、申請者との協議により、料金を減額することができる。 |
| 第21条 | (性能評価書の再交付料金) | 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項及び同第7条第4項に基づき、住宅性能評価書を再交付する場合の再交付料金は、1通につき10,000円とする。 |
| | (附則) | この料金表は、平成22年12月1日より施行する。 |

別表1 住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等

(単位：円)

| 延べ面積 (㎡) | 業務量が概ね 20%以上 40%未満軽減 | | 業務量が概ね 40%以上軽減 | |
|-------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| | 設計住宅性能評価 料金 | 建設住宅性能評価 料金 | 設計住宅性能評価 料金 | 建設住宅性能評価 料金 |
| 200 ㎡以下 | 44,000 | 88,000 | 36,000 | 68,000 |
| 200 ㎡超 | 53,000 | 105,000 | 44,000 | 80,000 |

別表2 設計住宅性能評価業務1棟の料金(1)

(単位：円)

| 1棟の延べ面積 (㎡) | 料金 |
|------------------|------------------------------|
| ～500 | $230,000 + 3,000 \times M$ |
| 500 超～1,500 | $288,000 + 3,000 \times M$ |
| 1,500 超～2,500 | $384,000 + 3,000 \times M$ |
| 2,500 超～5,000 | $480,000 + 3,000 \times M$ |
| 5,000 超～7,500 | $552,000 + 3,000 \times M$ |
| 7,500 超～10,000 | $720,000 + 3,000 \times M$ |
| 10,000 超～15,000 | $960,000 + 3,000 \times M$ |
| 15,000 超～20,000 | $1,152,000 + 3,000 \times M$ |
| 20,000 超～30,000 | $1,488,000 + 3,000 \times M$ |
| 30,000 超～40,000 | $1,776,000 + 3,000 \times M$ |
| 40,000 超～50,000 | $2,064,000 + 3,000 \times M$ |
| 50,000 超～100,000 | $3,504,000 + 3,000 \times M$ |
| 100,000 超 | $6,336,000 + 3,000 \times M$ |

M：評価対象住戸数

別表3 変更設計住宅性能評価業務の料金

(単位：円)

| 評価対象住戸数 (戸) | 評価料金 |
|-------------|---|
| 1～10 | 一律 50,000 |
| 11～50 | 5,000/1戸 |
| 51以上 | A = 1,500B + 175,000 A : 評価料金 (円) B : 住戸数 (戸) |

別表4 建設住宅性能評価業務1棟の料金

(単位：円)

| 1棟の延べ面積 (㎡) | 料金 (紛争処理負担金を含む) |
|------------------|---------------------------------------|
| 500 | $69,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 500 超～1,500 | $82,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 1,500 超～2,500 | $109,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 2,500 超～5,000 | $130,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 5,000 超～7,500 | $150,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 7,500 超～10,000 | $177,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 10,000 超～15,000 | $232,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 15,000 超～20,000 | $272,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 20,000 超～30,000 | $368,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 30,000 超～40,000 | $463,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 40,000 超～50,000 | $558,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 50,000 超～100,000 | $1,048,200 \times N + 8,000 \times M$ |
| 100,000 超 | $1,999,000 \times N + 8,000 \times M$ |

N : 現場検査回数 (階数に地下階を含め、基礎配筋完了時、2階及び3に7の自然倍数を加えた階の床の躯体工事完了時、屋根工事完了時、下地張り直前工事完了時及び竣工時)

例) 4～5階までは、4回程度。

M : 評価対象住戸数

別表5 TBTC以外が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価業務1棟の料金

(単位：円)

| 1棟の延べ面積 (㎡) | 料金 (紛争処理負担金を含む) |
|------------------|---------------------------------------|
| ～500 | $150,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 500 超～1,500 | $180,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 1,500 超～2,500 | $210,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 2,500 超～5,000 | $260,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 5,000 超～7,500 | $300,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 7,500 超～10,000 | $390,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 10,000 超～15,000 | $510,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 15,000 超～20,000 | $600,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 20,000 超～30,000 | $810,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 30,000 超～40,000 | $1,020,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 40,000 超～50,000 | $1,230,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 50,000 超～100,000 | $2,310,000 \times N + 8,000 \times M$ |
| 100,000 超～ | $4,410,000 \times N + 8,000 \times M$ |

N：現場検査回数（階数に地下階を含め、基礎配筋完了時、2階及び3に7の自然倍数を加えた階の床の躯体工事完了時、屋根工事完了時、下地張り直前工事完了時及び竣工時）

例) 4～5階までは、4回程度。

M：評価対象住戸数

別表6 変更建設住宅性能評価業務1棟の料金

(単位：円)

| 1棟の延べ面積 (㎡) | 料金 |
|------------------|-----------|
| ～500 | 130,000 |
| 500 超～1,500 | 150,000 |
| 1,500 超～2,500 | 200,000 |
| 2,500 超～5,000 | 240,000 |
| 5,000 超～7,500 | 280,000 |
| 7,500 超～10,000 | 320,000 |
| 10,000 超～15,000 | 420,000 |
| 15,000 超～20,000 | 500,000 |
| 20,000 超～30,000 | 670,000 |
| 30,000 超～40,000 | 850,000 |
| 40,000 超～50,000 | 1,020,000 |
| 50,000 超～100,000 | 1,920,000 |
| 100,000 超～ | 3,670,000 |

別表 7 再検査（建設住宅性能評価）料金

(単位：円)

| 1 棟の延べ面積 (㎡) | 料金 |
|------------------|-----------|
| ～500 | 50,000 |
| 500 超～1,500 | 120,000 |
| 1,500 超～2,500 | 160,000 |
| 2,500 超～5,000 | 190,000 |
| 5,000 超～7,500 | 220,000 |
| 7,500 超～10,000 | 260,000 |
| 10,000 超～15,000 | 340,000 |
| 15,000 超～20,000 | 400,000 |
| 20,000 超～30,000 | 540,000 |
| 30,000 超～40,000 | 680,000 |
| 40,000 超～50,000 | 820,000 |
| 50,000 超～100,000 | 1,540,000 |
| 100,000 超～ | 2,940,000 |

別表 8 出張費

(単位：円)

| 地域区分 | 出張費（円/人）消費税別 | | | 備 考 |
|------|------------------------------------|-------|-----|------------------------------|
| | 日 当 | 交通費 | 宿泊費 | |
| 地域：A | 0 | 0 | — | 事務所から概ね20kmまでに含まれる区域 東京23区内 |
| 地域：B | 3,000 /日 宿泊を伴う場合は 8,000 円を加算 | 2,500 | 実費 | 事務所から概ね20kmを超え～50kmまでに含まれる区域 |
| 地域：C | | 4,000 | 実費 | 事務所から概ね50kmを超え100kmまでに含まれる区域 |
| 地域：D | | 実費 | 実費 | 事務所から概ね100kmを超える区域 |

別表 9 現況検査料金

| (1)住棟・共用部分現況検査手数料 (1棟当たり) | | | | (単位:円) |
|---|--------------------------------|------------------------|--------|---------|
| 延べ面積(m ²) 1棟当たり | 設計図書有り *1 (図書の整備が良好) | 設計図書有り *2 (図書が不ぞろい) | 設計図書無し | 再検査 |
| ～500 | 100,000 | 125,000 | 別途見積 | 40,000 |
| 500超～1,500 | 180,000 | 225,000 | 〃 | 60,000 |
| 1,500超～2,500 | 225,000 | 280,000 | 〃 | 80,000 |
| 2,500超～5,000 | 250,000 | 310,000 | 〃 | 100,000 |
| 5,000超～7,500 | 300,000 | 375,000 | 〃 | 120,000 |
| 7,500超～10,000 | 350,000 | 435,000 | 〃 | 140,000 |
| 10,000超～15,000 | 400,000 | 500,000 | 〃 | 160,000 |
| 15,000超～20,000 | 500,000 | 625,000 | 〃 | 200,000 |
| 20,000超～30,000 | 650,000 | 800,000 | 〃 | 260,000 |
| 30,000超～40,000 | 800,000 | 1,000,000 | 〃 | 320,000 |
| 40,000超～50,000 | 950,000 | 1,185,000 | 〃 | 380,000 |
| 50,000超～100,000 | 1,500,000 | 1,875,000 | 〃 | 600,000 |
| 100,000超～ | 2,000,000 | 2,500,000 | 〃 | 800,000 |
| (2)住戸・専用部分現況検査手数料 (1住戸当たり) | | | | (単位:円) |
| 住戸面積 1住戸当たり | 設計図書有り *1 (図書の整備が良好) | 設計図書有り *2 (図書が不ぞろい) | 設計図書無し | 再検査 |
| 90 m ² 以下の住戸 | 30,000 | 40,000 | 別途見積 | 20,000 |
| 90 m ² を超える住戸 | 20 m ² 増す毎に10%を加算する | | | |
| ・ 紛争処理機関負担金 : 現況検査・評価書を発行する場合には、4,000円/住戸必要です | | | | |
| ・ 交通費 : 現況調査にあたって、遠隔地の場合別途交通費(実費相当)を申し受けます | | | | |
| ・ 休日等の割増 : 現況検査が土日等の定休日や規定時間外に行われる場合、25%割増となります | | | | |
| ・ (株)東京建築検査機構が交付した建設住宅性能評価書がある場合は割引制度があります | | | | |

*1 図書の整備が良好とは、意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す資料等が有り、提示できる状態にあることをいいます。

*2 図面が不ぞろいとは、意匠図のみとか一部の図面しかない場合や、現況と設計図書のくい違いが大きい場合をいいます。

別表 10 個別性能評価料金

| 評価項目 (全て選択項目) | 新築 時性 能評 価が ない 場合 | 住 棟 専 用 部 分 | 住 戸 専 用 部 分 | (3)個別性能評価手数料 (単位:円) | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|---------------------|-----------------|
| | | | | 新築時の建設 住宅性能評価 書 有り 有り *3 | 新築時の建設住宅性能評価書 無し | |
| | | | | | 設計図書 有り | 設計図書 無し |
| 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) | ○ | ○ | | 30,000 1-1~1-7の 全てが 評価対象 | 120,000 *4 | 別途見積 |
| 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止) | × | ○ | | | — | — |
| 1-3 その他(構造躯体の損傷防止及び 損傷防止/免震であるか否か) | ○ | ○ | | | 120,000 *4 | 別途見積 |
| 1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止) | × | ○ | | | — | — |
| 1-5 耐雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止) | × | ○ | | | — | — |
| 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその 設定方法) | ○ | ○ | | | 1-1 に含む *4 | 1-1 に含む 別途見積 |
| 1-7 基礎の構造方法及び形式等 | × | ○ | | | — | — |
| 2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時) | ○ | | ○ | 3,000×M 2-1~2-7の 全てが 評価対象 | 5,000×M | 別途見積 |
| 2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時) | ○ | ○ | ○ | | | |
| 2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下) | (○) | | ○ | | | |
| 2-4 脱出対策(火災時) | ○ | | ○ | | | |
| 2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分 (開口部)) | × | ○ | | | — | — |
| 2-6 耐火等級(延焼の恐れのある部分 (開口部以外)) | × | ○ | | | — | — |
| 2-7 耐火等級(界壁及び界床) | × | | ○ | | — | — |
| 4-1 維持管理対策等級(専用配管) | × | | ○ | 3,000×M 4-1~4-4の 全てが 評価対象 | — | — |
| 4-2 維持管理対策等級(共用配管) | × | ○ | | | — | — |
| 4-3 更新対策(共用配管) | × | ○ | | | — | — |
| 4-4 更新対策(住戸専用部) | × | | ○ | | — | — |
| 6-2 換気対策 | × | | ○ | 3,000×M | — | — |
| 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等 | ○ | | ○ | 別途見積 | | |
| 6-4 石綿含有建材の有無等 | ○ | | ○ | 別途見積 | | |
| 6-5 室内空気中の石綿の粉塵の濃度等 | ○ | | ○ | 別途見積 | | |
| 7-1 単純開口率 | ○ | | ○ | 3,000×M | 10000×M | 別途見積 |
| 7-2 方位別開口比 | ○ | | ○ | | 10000×M | 別途見積 |

| | | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---------|---------|------|
| 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) | ○ | | ○ | 3,000×M | 5,000×M | 別途見積 |
| 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分) | ○ | ○ | | | 5,000×M | 別途見積 |
| 10 防犯に関すること | ○ | | ○ | 3,000×M | 5,000×M | 別途見積 |

M: 住戸数

*3 新築時の建設住宅評価書有りとは、評価書及び意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す資料等が提示できる状態を言います。

*4 構造計算書、地盤調査書等がある場合を対象とします

規程第 28 条（評価料金の減額の要件）の運用規準

* 評価料金は以下に該当する項目の減額割合を加算することができる。

ただし、減額の上限は、50%とする。

| 条 項 | 減 額 割 合 | 備 考 |
|-------------------------|------------------------|---|
| 規程第28 条の 第 1 項 第 1 号 | 別表ロ 住宅性能評価 料金表の別表 1 | 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅または 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部 分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。た だし、当該申請において住宅型式認定書の写しが添え られている場合に限る。 |
| 規程第28 条の 第 1 項 第 2 号 | 別表ロ 住宅性能評価 料金表の別表 1 | 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である 認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価 の申請を行うとき。ただし、当該申請において型式住宅 部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に 限る。 |
| 規程第28 条の 第 1 項 第 3 号 | 最大 10% | 設計評価の申請とともに、建築基準法第6条の2、第1項 の確認の申請を行うとき。 |
| 規程第28 条の 第 1 項 第 4 号 | 最大 10% | 建設評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の 検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うと き。 |
| 規程第28 条の 第 1 項 第 5 号 | 最大 10% | 年2回以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、住 宅性能評価が効率的に実施できると当機関が判断した とき。 |
| 規程第28 条の 第 1 項 第 6 号 | 最大 10% | あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価 の申請を行ったとき。 |
| 規程第28 条の 第 1 項 第 7 号 | 最大 10% | 住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅金融 支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づく工事 審査で住宅若しくは建築物又は改良工事が独立行政 法人住宅金融支援機構の定める基準に適合すること を証明する業務を行うとき。 |
| 規程第28 条の 第 1 項 第 8 号 | 最大 10% | 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動 回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅 性能評価の申請を同時に受けたとき。 |